

市民ネットワークの小室美枝子です。

議案第 10 号野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

そもそも令和 15 年の県内市町村における保険料水準の完全統一に反対の立場ではあります。しかし、その方針には疑義がありながらも、着々と進められる千葉県国民健康保険運営協議会等の傍聴を重ね、標準保険料との乖離を解消するための引上げもやむなしと考え、賛成してきました。新年度の保険料設定の予算に関しても、一般会計から 3 億 570 万円の法定外繰入を行い、負担軽減を行いました。しかし、保険者努力支援制度では、この法定外繰入を行うと評価が下がります。被保険者の負担軽減のために一般会計から繰り入れると、マイナス評価になるのは国の方針と逆行してしまうからと言う大変皮肉な設定です。

この統一化への判断とは別に、新年度は新たに子ども・子育て支援金分の負担が加わることとなります。このことが反対する一番大きな理由です。

令和 6 年 6 月に子ども・子育て支援金制度の創設が盛り込まれた法律が成立しました。その内容はその前年のこども未来戦略「加速化プラン」に盛り込まれた施策で、保険料に支援金分が加算されます。そもそも医療に直結しない費用は社会保険制度の趣旨から逸脱していることが問題であると指摘します。国民健康保険料の負担が格段に高額となっている実態を放置したままの目的外の負担増には、納得できません。

続いて国保被保険者で外国人の被保険者の滞納対策として、各自治体から対象者のリストの出入国在留管理庁への報告が開始されました。千葉県内でも野田市は比較的早く報告作業を始め、実際、昨年 10 月末に初めてリストアップされた対象者は 178 人でした。毎月の報告で増加の月もありましたが、周知や相談によって直近の 3 月には 181 人となっていると聞きました。この滞納により、在留資格の不許可や取消しにまで影響するため、慎重にすべきであり、この取組は令和 9 年 6 月からシステム化されると聞きましたので、その間十分な周知と相談に充ててほしかったと指摘します。

また、マイナ保険証に関わる情報が、正確に伝わっていない状況があります。ある高齢の方から、4 月からはマイナ保険証を持ってこないと言われ、受付はできないと言われたという相談がありました。これは病院の窓口の誤解による案件でしたが、対象となる医療機関でも誤った対応が取られるのは、不安が募ります。また 3 月 20 日の新聞報道では、有効期限が切れた従来の保険証で診療が受けられる暫定期限を 3 月までとしていたものを 7 月末まで延長するという内容でした。一般質問でも意見を申し上げましたが、後期高齢者への資格確認証は一律で発行されているように、マイナ保険証をお持ちの被保険者への資格確認証の発行も国に対して要望してほしいと思います。

以上の理由からこの議案に反対いたします。